

○青山学院大学受託研究及び共同研究における間接経費の取扱いに関する細則

(2013年6月10日学部長会承認)

(趣旨)

第1条 この細則は、青山学院大学受託研究規則(以下「受託研究規則」という。)第7条第3項及び青山学院大学共同研究規則(以下「共同研究規則」という。)第8条第3項の規定に基づき、青山学院大学(以下「本学」という。)において行う受託研究又は共同研究に係る研究費のうち、間接経費の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「研究費」とは、受託研究規則第7条第2項に規定する受託研究費及び共同研究規則第8条第2項に規定する研究費をいう。

2 この細則において「直接経費」とは、受託研究規則第7条第2項第1号及び共同研究規則第8条第2項第1号に規定する直接経費をいう。

3 この細則において「間接経費」とは、受託研究規則第7条第2項第2号及び共同研究規則第8条第2項第2号に規定する間接経費をいう。

(間接経費の額)

第3条 間接経費の額は、直接経費に対して25パーセントに相当する額とする。

(間接経費の使用)

第4条 間接経費は、研究者の研究環境の改善及び研究機関としての本学全体の機能の向上を図ること並びに本学の研究費に係る管理体制を整備することを目的として、使用しなければならない。

2 本学は、間接経費を使用するに当たっては、学長の責任の下で、研究費の交付を受けた受託研究又は共同研究の遂行に伴う本学の管理等に必要な経費として、公正かつ適正に、また、計画的かつ効率的に使用する。

(大学共通研究経費及び学部・研究科等共通研究経費)

第5条 間接経費の50パーセントに相当する額は、大学共通研究経費として、学長が管理する。

2 間接経費から大学共通研究経費を差し引いた残額は、その受託研究又は共同研究の担当者である専任教員が所属する学部、研究科その他の組織に配分し、学部・研究科等共通研究経費として当該組織において執行する。

(公的研究費等を資金とする間接経費の取扱い)

第6条 この細則の定めにかかわらず、公的研究費等を資金とする間接経費については、その定めに従うものとする。

(所管)

第7条 この細則は、研究推進部が所管する。

(改廃手続)

第8条 この細則の改廃は、学部長会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この細則は、2013年6月11日から施行する。